監獄協會雜誌

第參拾參卷
第六號

明治二十一年六月創刊每月一回二十日發行

目次

論說　廢劍論……櫻岳生……（一）

講演　時代と場所とより見たる思想問題……東京帝國大學文學部教授文學博士　市村瓚次郎……（六）

統計　大正九年四月中入出監竝月末在監人員表外三表……（二五）

譚叢　時事だより……甲突生……（三三）

寄書　囚徒工錢及製作收入四百萬圓を突破す……監獄局　島田榮造……（三三）

監獄衞生雜感……金澤石崎貧樂……（四〇）

將來の監獄（五）……秋田渡邊圓流……（四四）

雜纂　予は看守諸君と語る（三七）……典獄　有馬四郎助……（四六）

藥籠（一六）……大阪苅屋老龜……（四八）

通信　浦和監獄職員家族懇話會……（五一）

彙報　被告人逃走其他—叙任—會報……（五三）

監獄協會雜誌第參拾參卷第六號

論說

廢劍論

櫻岳生

司獄官が今日尙ほ劍を帶びて服務せねばならぬ必要があるであらうか、且つ又た其理由はどんなものであらうか、其意義及び利害に就ては、大に考へねばならぬ時代になつて來たかと思ふ。之に就て予の結論は左の通りである、識者の高教に接するを得ば幸甚である、

司獄官は常時帶劍の必要なし

是であつて全然劍を廢せよとは云はない、故に廢劍論と云ふてはどうかとも思はれるけれども、其意は但だ佩用の場合を改めよと云ふのである、さらば如何に其場合を改むるかといへば、在監者に直

接して執務する場合は、總て佩用せないとにしたい、例へば監房工場に於て監督指導に從事する時の如き、全然丸腰の方が都合がよくて利益が多い、幷は一たび實際の經驗に顧みるならば、何人も佩劍は常に邪魔にこそなれ、更に何等の効なしと云はざるを得ないであるまいか、啻に邪魔になるのみならず假令僅かながらも其重量は自然疲勞を加ふる一因とならぬとはない、長夜の宿直左なきだに疲勞を覺ゆるに、長大の劍を腰にして引摺らねばならぬのであるから。帶劍の影響決して之れなしとは云へないのである。

經濟の點から見ても、便利の點から見ても常時帶劍せしめねば、從て修繕其他の費用も生ぜざるべく、且つ敏活に動作が出來て勤務能率の高まるは必然の理である、此外直接間接に損あつて得のない事を擧ぐれば數々あるけれども、試みに就中其重もなるものをいへば。

第一、佩劍鏘々の音が常に受刑者をして看守の動靜を窺知せしむる機會となり、彼等は之に依て巧みに動作を繕ひ、又は犯行の跡を眩ます故に、看守は却て彼等の眞相を知る能はざるの憾みがある。

第二、亂暴者を取押へんとして挺身彼等の間に分け入る時、帶劍は甚だしき邪魔となるは勿論、却て奪取せらるゝの危險なしといへない、斯くて帶劍は寧ろ彼我を害する所の、物騷の具となつて決して安全の具とはならないのである。

第三、帶劍は之を佩びる者をして、自然に威壓主義に傾かしむる嫌ひがある、と同時に被看守者をして亦た親しみ近づかしめ難き事情がないでない、此等疎隔の事情よりして遂に互に敵對行爲に出

で、少くも司獄官に信賴するの念を起さぬ原因となるのである。

第四、帶劍は武力を示し、武力は殺伐の氣を伴ふものであるから、被看守者の溫和の性情を養はしむるに不適當である、丸腰にて相接する所に信賴は起り感化は行はれるものであるは、今更辯ずる迄もない、

尙ほ右の外特に常時帶劍を不可とする最大の理由がある、幷は今日の思想の變化に鑑みて、是非それに順應せねばならぬものあるを認むるからであつて、卽ち今日の民心は一般に武力主義を非常に嫌惡する風潮を表はして來た、是は矢張世界の思潮を受けたとは勿論であるが、其可否は別としても現在の事實は、事實として受取らねばならぬ、而して之を對症として適藥を盛るが卽ち行政の行政たる所以であるから、斯の武力主義を具體化せる所の方法を斷然改むるは當然の道であり且つ賢き仕方と云はねばならぬ、且つ之に就て深く我々の理性に訴へて見ても、司獄官の常時帶劍の如き洵に無意義にして而かも無益有害なるは蓋し尠かろう、第一世界の何れの國（野蠻國は別）に我國の如き所があらうか、文明の世の中平和の日に於て不斷身に武器を離さず、常に敵中にあるの思ひを以て戰鬪準備を爲してゐるのは、用心深いといへばいへようが、之れ亦滑稽事たらずといふとが出來やうか、而かも敵國ならぬ我が國民同族の間に於て、尙ほ且つ武力を以て常に相對するに非ずんば平和が保てぬと云ふに至つては、其文化の程度の極めて低劣なるを示す善い看板たるを思ふ時、何ともいへぬ殘念さが胸一杯にせき上つて來ない譯には行かぬ。

武器の威力を以て臨まなければ治まらぬ國民であらば、既に其一事が國家民人の低級を示す表徴たるは勿論であるが、更に前途將來に此主義が如何に國家民人を害ふとの、又た大なるものあるは驚かざるを得ないことである、世間には未だ此點に眼醒めずして此武力主義を買被つてゐる輩もある、實に思はざるの甚だしきものであつて、彼等は威武も屈する能はず富貴も淫する能はずと云ふ、貴き眞勇のあることを打忘れたものと云はねばならぬ、要するに武力によりて被治者を制御せんとする、治者の末路の憐むべきは兎も角もとして斯かる主義の下に犧牲となつた國民こそ氣の毒の者である、何故なれば武力の下威壓的に治められたる者は、自主自立の氣象に乏しく、如何にしても卑屈の根性を脫却することが出來ないからである、而して此卑屈根性は鬱がて又た劣敗の國民たらしめずしては措かないので、恐れても尙ほ怖るべきは實に之れなのである、苟も國家の前途を慮る者は宜しく深く思ひを此に致さねばなるまい。

受刑者を善良なる臣民と爲すが、行刑の重もなる目的である以上は、卑屈根性を起させぬが司獄官の最大責務でなければならぬ、さらば總て威嚇がましき態度形式を執らぬが至當である、實をいへば鬼面を被りて人を嚇かすは怯者の爲す所、人格者は決して之を爲さない、元來行刑は矯正感化が其目的の殆んど全部の如くなり來つた今日、尙ほ依然として舊式なるサーベル主義を改めず、之に由つて新進の學理を應用せんとするは、卽ち是れ新しき酒を舊き革袋に盛るものでなくして何であらう、時代錯誤も亦甚だしいではないか。

然らば帶劍は如何なる場合に爲すかといふに、之を行使せねばならぬ必要ある場合、卽ち暴動の起りし時、又は外圍警戒線の立番の如き在監人に接觸せずして、全く非常警戒一方に勤務せしむる場合、若くは儀式典例の行はれる禮裝の折の如き、是等の場合に佩用するは其意義に於ても明かであり實際に於ても又た必要である、故に此點は何人も異論のある筈がないと思ふ。

時代は駸々として進みつゝある今日、之に順應すべき改善施設の多くある中に、先づ以て監獄が速かに（警察に後れずして）之を斷行するが如きは、尤も快心の事であるまいか、而して我が當路者は早く此に着眼のないことなきを信ずべき理由がある、予は一日も早く其實現せんことを當路者に望んで止まない者である、若し又止むなくんば短劍の制（道路取締巡査の如き）を定められなば。如何に實際上に利便の多かるべき、故に何れにか此際に於て改正を斷行せらるべき必要あるを信じて疑はないのである。（未完）

講　演

時代と場所とより觀たる思想問題

東京帝國大學文學部
教授　文學博士　市村瓚次郎君

私は「時代と場所とより觀たる思想問題」といふ題目で御話を致す積りである、本題に立入る前に先づ自分の宇宙觀、人生觀及び家族觀、國家觀を極く簡單に述べて置きたいと思ふ、それは詰り此の問題を解釋する所の基礎になる積りであるからである。

私は宇宙間に力理の法則が存在することを認めて居る、その條理の在る所からして之を理と云ひ、抵抗すべからざる所からして之を力と云ふのである、此の二つは素と別々のものでない、故に之を二元と見ずして、卽ち一元に見て居るのである、すべて宇宙間の萬物は大抵此の力理の法則の支配を受けないものはない、人類も同く此の力理の法則を本として出來て居るもので、矢張りその支配を受けるものである、而して人類には此の力理の法則に依つて生ずる自我といふものがある、此の自我は總ての生物が悉く有するものであるが、殊に人類に於て特有なる所はその自我の發展である、自我の發展が共同生活の基となり茲に家族の組織となり、更に發展すれば國家の組織となる、要するに家族は

卽ち自我の中に這入り、國家も亦其中に這入るものである、國家以外に自我あり、家族以外に自我ある筈はないと思ふ、唯其自我の發展をする場合になると是が卽ち大我となつて來るが、若し發展せずして單に個人丈けの自我に止まれば是は小我といふことになる、此の自我の發展しないものは下等動物などに多くある所であつて、人類の人類たる所は其自我が發展する所に於て初めて認められるのである、是は詰り力理の法則の然らしむる所で此の法則の支配を免れることは出來ない、人類の共同生活の最初の組織には先づ家族があつて、是が更に進んで國家を組織する、國家の組織は今日に於て人類の共同生活の最後の機關である、是が私の大體の觀察であるが此の力理の法則は矢張り時代と場所とを通じて人類に影響を及ぼして居る、そこで私は茲に時代と場所とからして思想問題を考察して見たいと思ふ、時代といふのは何であるか、場所といふのは何であるかといふに、時代は時間の延長であり、場所は空間の限定である、委はしく言へば時代は卽ち時間の繼續した延長であつて、場所は空間の或る一定の位置に限られたものである、勿論宇宙は始なく終なく、無極無邊のものとすれば、此の時代と場所とを超越して居るといふことができる、けれども宇宙間のものになると總てが時代と場所との支配を受ける況や地球上に於ける所の總ての物は有機體となく、無機體となく總て此の支配を受けなければならぬ、例へば春になつて花が咲き、鳥が啼く、秋になつて葉が落ち、蟲が鳴く、是は極めて平凡な現象であるけれども、時の支配卽ち時代の支配を受ける爲めと思ふ、私は曾て有名な灘の酒は灘以外の土地に於て同じ釀造法を以て造つてもその風味を得ることが出來ないと聞いたが、近

頃獨逸の「ミユンヘン」の麥酒も「ミユンヘン」以外の所で造つてはやはりその風味を得ることが出來ぬものだといふことを聞いた、又銚子の山サの醬油の製造法を以て山十の倉に於て造ると山サの醬油の味を得ることが出來ないといふ話をも聞いた、是は何か其處に特別な理由があるのではなからうか、又日本の赤銅、四分一などは外國に於ては思ふやうに出來ない合金であるが、曾て佛蘭西に大博覽會のあつた時に日本の技師が佛蘭西人の招請に應じて、四分一の合金を試みた所が合金は出來たけれどもどうしても日本に於けるが如き光澤を出すことが出來なかつたといふ事實がある、是は詰り現代の科學などに於て未だ説明をすることの出來ないものが茲になければならぬので、是は矢張り場所の支配でなければならぬと思ふ、兎に角場所の支配が斯の如きものにもあるといふことは疑ひのない事實とすれば、感情を有し、意思を有する所の人類が時代の支配を受くると同時に場所の支配を受くるといふことは、是は當然のことでなければならぬ。

人類の歷史は時代と場所とを經緯として縱橫に組織して居る、場所を離れて歷史なく、時代を離れて歷史なし、然るに歷史は東西により古今によつて多少の相違を認めらるゝ所以は何が爲めであらうかといふに、矢張り此の時代と場所との影響に外ならぬと思ふ、何となれば時代は主として變遷を意味するものである、場所は主として固定を意味するものである、春となり、夏となり、或は暑くなり寒くなるといふ如く、時の刻々進んで行くのは年々同じことを繰返すのであるが、是が十年、數十年若くは數百年、數千年と經過すると、其處に變遷を來たす、少年が大人となり、大人が老人となるが

如く、矢張り未開の人類も文明の域に達するといふやうなことがある、是等は卽ち時代が變遷を意味するといふことの一つの證據であらう、場所は時に依つては桑田變じて滄海となり、湖水が涸れて沙漠となることがある、けれども大體に於て數千年前の山地が突然平原になるといふやうなことはなく又寒帶地方が俄かに熱帶になるといふやうなことはない、若し是等に多少の變遷がありとしたならばそれは人事的關係が加つて來た爲めだらうと思ふ、故に場所の方は主として固定を意味するものであると解釋して差支ない、而してこの場所といふ意味は必ずしも天然の土地といふことに限らず、氣候は勿論、是に人事の關係も加へたる環境と見るのである、此の變遷を意味する時代と固定を意味する場所とが相俟つて人類の歷史を組成するものとしたならば、人類の歷史は絶對の變遷がないと同時に絶對の固定といふものはないといふ結論になる、私は此の時代と場所とが交叉したる中心點に於て始めて眞理の光りを發見することが出來ると思ふ、若し時代に適合せざれば之を時代の錯誤と云ふ、場所に適合せざれば之を場所の錯誤と見る、場所の錯誤、時代の錯誤には共に眞理の存在を認むることが出來ない、眞理は必ず時代と場所との交叉したる所の中心點に於て認むることが出來るものである。

そこで此の見地に立つて茲に主として東洋に於ける古今の思想を批判して見たいと思ふ、如何にして斯ういふ思想が起つたのであるか、如何にして斯ういふ思想が行はれたのであるかといふことを研究して見たいと思ふのである。

支那と印度との思想の相違に付て先づ觀察して見やう、支那の文明も印度の文明も三千年前後位迄に遡ることの出來る時代に既に發生をして居つた、けれども、その思想の上に付ては頗る相違のある點を認められる、先づ印度の方から觀察して見るに、古い印度の經典である吠陀時代に續いて婆羅門教が現はれ、其婆羅門教の中からして優婆尼沙土の哲學が現はれ、それから後に「ヂャナタプトラ」が耆那教を開き、釋尊が佛教を開いた、斯ういふ風に印度の古代に於ては色々の宗教や哲學が現はれて居るといふことは、時代の然らしめた所であることは勿論である、唯是等の發達の事實を細かに證明する材料は極めて乏しい、從つて細かに各自の發達地點に於て詳論することは出來ないけれども、各派の宗教や哲學の中に於て共通したる所の思想を認めることが出來るのである、それは大體に於て現實的よりは理想的傾向を帶びて居ることである、即ち宇宙の間に「カルマ」所謂業の作用が存在するものとなし人間がその支配を受けて始終生れ變つて行く所の因果の關係、輪廻の關係を認めて居る、而して此の現在は總て苦界である、穢土で火宅であると見做し、この現世の苦悶から解脫しやうといふ欲求を有つて居る、その解脫の方法に付ては色々各宗派に依つて違つて居るのであるが現世を非認する厭世教であるといふことは共通の點であらう、要するに彼の色即是空空即是色といふやうなことを言つて、一切の現象を假初のものと認め眞如法相を眞理の實在と認めて居る、從つて現實を離れて極樂淨土を發見する考も起り得可きである、彼の極樂淨土を未來に求むる思想の由つて起つて來る所以も茲に在るのである、さてどうして此の思想が印度に現はれたのであるか、印度の各派の宗教や哲學

の説く所には相違があつても、それを一貫したる共通の點が印度思想の特色といはなければならぬ、この特色がどうして印度に現はれたかといふに、私はやはり場所の影響ではなからうかと思ふ。

支那の方を見れば印度と頗る違つて居る所を認むることが出來る、支那には古くから自然界の物象を禮拜する風習があつて特に天を敬ふ思想が盛であつた、また眞に組織された程ではないが一種の宗教觀念の存在は事實である、其後春秋戰國時代になつて各派の學者が現はれて來て、各自獨特の思想を述べて居るが、孔子は儒家の代表者であり、老子は道家の代表者である、又墨子は墨家の代表者であり、申商韓非が法家の方の代表者である、此の儒墨道法の外に尙擧ぐれば幾らもあると思ふ、是等の學派の發生したのは勿論其時代の要求が然らしめたので卽ち時代の影響であることは勿論であるが、それと同時に場所の影響も受けて居る、殊に支那に於ては詳しく是等の學派の場所を說明する事が出來る、孔子は魯の國に生れた周公の遺風を夢想しその禮樂を回復せんとし、殊に歷史的事情に重きを置いた、墨子は宋の國に關係ある、宋は殷の子孫の封ぜられた所で違ふ所の思想があり又平和會議の主唱者となつた事もある、故に墨子のやうな思想が現はれるのも偶然でない、老子は陳の人で楚に亡されたので、亡國の遺民であつた、それ故に其の思想に厭世的の處がある、法家の方は鄭衞の如き人情の浮薄な所の土地から出て居る、從つて刑名法術の說の起つた所以であらうと思ふ、斯の如く別々に場所の影響があることは認められるが、扨て之を一括して共通の思想が此中に認められるゝそれは支那の思想の特色は現實的傾向を有する所にある、法家の思想は勿論極端な現實主義である、儒家

も墨家も現實の方に傾いて居る、道家の方は厭世的の所があるけれども印度の如き甚だしき理想的傾向は認められぬ、何せならば彼等が求むる所の理想鄉卽ち黃金時代を未來に置かずして過去に置いて居る、此れは儒家でも墨家でも同じことである、要するにこれは尙古の思想と關聯すれども過去に理想的の現實社會が存在して居つたとするのである、理想を過去に置くも未來に置くも理想たることは同じではあるが過去に置く方は過去に斯の如き社會が實在して居つたものとする、故に現實的傾向を免れない、然るにこれを未來に置くことになると全く現實を離れた空想になる、この現實的傾向は支那思想の特色であると思ふ。

道家より後に發展した道敎は古の道家とは少し違つて宗敎的のものになつて來た、道家は極めて世俗を離れたやうなことを言ふに拘らず、道敎は極めて通俗的のことを言ふ、卽ち長生不死の說を唱へて居る、これは人間の生命慾に投じたるものであつて是れ位現實的のものはない、支那に於ける最も理想的傾向を有する厭世的の道家でさへ尙ほ現實を離れない所を見ると一般の思想が現實に執着して居ることは怪しむに足らぬことである。

斯の如く觀察すると、印度の思想と支那の思想とは玆に著しき相違を認むることが出來る、卽ち理想的と現實的である、それであるから印度の方には宗敎や哲學は自然の發展を認むることが出來る、けれども政治や歷史は殆ど乏しい、支那の方は宗敎は多少あり又哲學もあるが印度に比すると遠く及ばぬ所がある、而して反つて印度よりは政治の方面は發達し歷史は非常に古くから存在して居る、是

も矢張り理想的と現實的との區別である、どうして斯ういふ差異が出來たか、同じ二千數百年前に現はれたる所の思想に於て此の兩方の斯の如き差異がどうして現はれたかといふに、是は時代の影響のみでは說けない、どうしても場所の支配でなければならぬと思ふ。

そこで進んで其場所の相違を觀察する必要がある、而してこれを自然的の差異と、人事的の差異とに分けて見ることが出來やう、先づ自然的の差異を見るといふと、支那の文明の發展地は北緯三十五度を中心として居り、印度の文明の發展地は北緯二十五度を中心として居る、それが爲めに既に氣候に著しい相違を有して居る、又其上に其土壤にも相違がある、支那の方は寒熱も極端でないが黃河の流域は黃土で耕作をしなければ穀類の收穫を得るといふことは難い、印度の恒河の流域は豐穰であつて、氣候は熱度が高く盛夏は全く三界火宅と思はれる位である、而して勞せずしてその土地から自然に收穫を得るといふことも出來る所である、斯ういふ風に既に自然的の相違があるのみならず、人事的の相違がある、其一つは印度の方は「アリヤン」民族が侵入して土着民族を征服し其處に一つの文明圈を作つたのである、支那の方は外民族の侵入があつたけれども、矢張り舊來土着の漢民族が卽ち其鄉土を保持して發達して居る、そこで此の結果として印度の方には征服者と被征服者との階級が生じ、階級思想といふものが現はれて來た、初めの間は兩階級であつたがそれが、僧侶、王族、平民、奴隸の四つの階級に分れ、土着民族を最も最後の卑い階級といふことにした、この階級制度の弊に殆ど極端に達して居つた支那の方は漢民族自らその文化を維持して行つたが、印度の如き階級制度はない、

勿論封建の時代制度であるから或程度の階級があつた、又は捕虜や罪人を奴婢とするやうのことはあつたけれども、印度程甚しい所はなかつた、斯ういふ人事的の區別がある上に彼か如き天然的の相違があるから印度のやうな所にては人々の思想が浮虛に導かれて何事も空想に走り易いといふことは免れない、特に衣食に苦まず炎熱の苦を避けて山林に靜坐すればせば自然空想に耽けるやうになり易い、殊に階級制度があつて其の弊が最も甚しかつたのである、是れが爲めに現世悲觀して種々解脫の方法を求め或は未來に於て極樂を求めるといふやうな思想が當然起つて來る、支那にはそれ程未來のことを思はず寧ろ政治運動を以て革命を來たした來歷が多いから空想に依賴して、人世の苦界を脫するといふ思想は起らず、寧ろ現實に於て幸福を求めるといふ觀念が起つて來る、これ等は卽ち其に場所の影響を受けたものであらうと思ふ。

さて印度の佛敎は支那に這入つて全盛を極めたが、更に支那に於て特種の發展をして、その或る點は支那化して來た所も認められる、而して其佛敎が支那朝鮮を經て日本に這入つて來ると更に日本化した傾がある、又儒敎が日本に這入て來た後には矢張り是が日本化することになつた、是は何の爲めかといふと、つまり場所の影響であるといふより外には說明が出來ぬと思ふ。

そこで日本の場所はどんなものであるか、これを一つ回顧して見る必要がある、私は日本の國體を明にすれば從つて日本の場所を知ることが出來やうと思ふ、曾て我が國體を說明して或る一定の國土に同化せる民族が萬世一系の皇室を奉戴し、獨立して永續し發展することであるといふたが、これは

歷史的に日本の國體を說明したに過ぎない、卽ち日本の國土に同化した大和民族が萬世一系の皇室を奉じ二千餘年の獨立を維持して益發展するといふことは日本の歷史的事實を見て斯の如き定義を下すことが出來る、先づ日本の國土は海中の孤島であるといふことゝ、さうして氣候温和にして山水明媚であるといふことは國土の特色である、此の日本の國家を組織して居る大和民族は歷史あつて以來、多少異民族との接觸混化にあつたけれども、非常な勢力を有つて他の民族を同化してしまつた、而してその民族の中心たる所の皇室を奉じて國家の主權者と仰いで居る、此の皇室は殆ど歷史の證明することの出來ない以前より繼續されて居るのである、是は日本ばかりで他には世界に類の無い絕對のものであるといふことを證するに足る、若し當時皇室が絕對のものでなく外に對立すべきものが在つたならば皇姓の姓が必ず存して居つたのであらうと思ふ、然るにその姓のないのは卽ち極く悠久なる時代から絕對であつたことを證する又日本に於ては組織的の宗敎は無かつたが、神の信念はあつた、この神の子孫が嬗て皇室であるといふ思想は古くから傳つて居る、支那などの天子は卽ち天の代表者といふ思想と異なり、日本の方は神の子卽ち神樣の連系であるやうに認めて居つた、此の思想と皇室に姓の無い事實とは日本の國體が既に悠久の太古から繼續し來つたことが窺はれる、要するに私は初めに家族に發展して更に國家組織に進んだことを申したが、日本の如きは最もよく此の實例に適中するものである、日本の大和民族は皇室を中心とする家族が發展してさうして今日の日本の國家の如き境遇までに進んで來たといふことが出來る、是は土地の狀況、國土の境遇にも關係があらうが何處の國

でも悠久の間には外來民族の爲めに攻撃されて或は他の民族の支配を受くるやうなこともあつたけれども、日本に於ては未だ嘗て他の民族の支配を受けたことは絕對に無い、斯ういふ特色ある所の歷史があるので、日本に於ける皇室を中心とする思想は淵源する所が深いのである。

かやうな國體の日本へ這入つて來たのが卽ち佛敎及び儒敎である、佛敎の思想は日本の傳統的思想とは相容るべきものでなく、印度の思想と日本の特有の舊來の思想とはどうしても衝突すべきが當然である、そこで佛敎が這入つた當時に於ては衝突もあつたが、遂に茲に一つの調和點を認むることが出來るやうになつたのは佛敎の方で本地垂迹といふことを考へ出した、此の本地垂迹は支那の方にも類似の思想はあるが兎に角印度の佛樣と日本の神樣とを結付けて仕舞つたのである、是に於て佛敎が段々勢力を生ずるやうになつて來た、其後に淨土眞宗の親鸞聖人が出て、日蓮宗日蓮上人が出るに及んで佛敎は益々日本化するやうになつて來た、卽ち場所の支配を受けたのである、儒敎は現實を主とする敎であつて、現世の道德仁義を說くのである、日本の思想と比較的近似して居つたから衝突することが佛敎程はなかつたけれども儒敎の生れた支那は易世革命で始終國家に變動がある、主權者に異動がある、それであるから儒敎の敎典の中に於ては天命を受けたる者は如何なる者でも君主となり得るといふ革命思想がある、この儒敎が日本に這入つて來たけれども、革命思想は傳らず、反つて倫理道德の五倫五常の思想が日本の民族を支配することになつて來たのである、是は卽ち日本の場所の支配を受けた影響であるといふことが出來ると思ふ、斯くの如く總ての外來思想も其國に這入ると環

境の關係によつて幾多の相違を生ずる事實が認められる、卽ち時代と場所との支配影響は如何に强大であるかといふことを認定するに充分であらう、是は廣く東洋全體に付ての觀察であるが、更に私は特有なる問題を擧げて證明して見たいと思ふ、それは尊王攘夷の思想である、尊王攘夷の思想は支那が最古い春秋時代に覇者が尊王攘夷を唱へ出した、周室東遷の後に支那の內亂に乘じ外民族は內地へ侵入雜居して漢民族の文化は殆ど蹂躙されんとする傾きがあつた、そこで齊の桓公は管仲の輔佐により周の王室を尊奉し諸候を聯合して、一方に外民族を驅逐しやうといふことを計畫した、これ周は衰へても猶王室の名あるを以てこれを利用して諸候に臨み、更に外民族を驅逐せんとする尊王攘夷の思想の實現である、尊王攘夷の思想は別に認められぬが宋の時代になり漢民族が連りに外民族の壓迫を蒙るに方り儒敎の哲學が勃興して大義名分の說などが高調せられ尊王攘夷の思想の復興したこともあつた、朝鮮にても此の尊王攘夷を唱へたことがあつた、それは丁度李朝の中頃で儒敎哲學卽ち朱子學が非常に流行した影響もあるが、朝鮮の尊王攘夷は少く趣が違ふ、攘夷は侵入する滿州民族を排斥するのであるが、尊王は朝鮮の王室を尊ぶ意味ではなくその宗主國である明の帝室を尊ぶ意味であつた、これは尊王攘夷の思想が朝鮮に這入つてその場所の支配によつて變形せられたものである。

日本に於ける尊王攘夷は德川幕府の時代に現れた思想である、扨て尊王論の起源及び發達の順序は茲に詳に述ぶることは出來ぬが、時代の影響があることは爭はれない、卽ち一方に於て學問の發達、智識の進步である其學問は漢學と國學であるが、漢學の中に於る特に朱子學の流行は自然尊王思想を

生することに與つて力あつた、これに加ふるに國學の勃興に伴ふ國典の研究はその思想を養成し、それから德川幕府に對する反抗思想がこれを助長した、尊王論者の中にはその學問の立場から覇政を非とする純理論と、或はその藩國や個人の境遇の上から幕府を喜ばない考とが結び付いて尊王思想が勢力を得て來たやうに思ふ、そこで尊王思想の起つた藩若くは個人に付て其地方別に觀察して見ると、矢張り場所の影響を受けて居ることが認められるゝのである。

京都が尊王思想の淵源である理由は説明するまでもない、水戸の尊王思想は義公が本であるが、どうして水戸から義公が出たかが問題である、是は一つ考究を要する點であるが、一體の水戸氣質が先づ義公の性格に影響を及ぼし、更にその夫人は近衛家から來て京都との關係も生じ、朱子學を主んぜる明國亡臣朱舜水に師事したのみならず、水戸の領内ではないが常陸には勤王の故蹟が少くない、神皇正統記を書いた北畠親房の居つた小田城や關城の遺址などがある、これ等の環境即ち場所は義公を生ずるにつきて些の影響もないとは考へられない、薩州に於ても古くから漢學の中にて最大義名分を説く所の朱子學が行はれて居る、さうして薩州は德川氏に關ヶ原で敗られた藩で、幕府に對して怨を有つて居るべき筈である、長州の方も德川氏に苦められた藩で、特に毛利元就の勤王の事蹟がある、さうして初めは徂徠學を主としたが後には朱子學を教育の方針とした、それが大義名分の觀念を助けたと思ふ、土佐はどうかといふと古くから南學と稱する一種の學問があり、朱子學が發達して居る、さうして曾て聞く所に據ると土佐の勤王派は長曾我部氏の遺臣にして山内家に仕へたものが多かつた

といふことである、これは頗る面白い事實と認められる、其他の藩に就ても或程度までは場所の影響を證することが出來やうと思ふ、個人に就いてこれを觀察しても矢張りさういふことが言へる、先づ學者の方で山崎派の學者山崎闇齋は京都の生れで京都に住して帷を下して學を講じたのであるから尊王思想に關係があることは偶然でない、山縣大貳なども山崎學派の影響を受けたのみならず織田德川に滅された武田家の名臣山縣氏の血統を承けて居る、高山彦九郎は上野の新田郡の人である、新田といふ郡名を聞いてさへ尊王の思想が起りさうな所である、蒲生君平は下野の人であるが、藤原秀郷の後裔と稱して居る、而して秀郷は朝敵平將門を平げた人である、一樣には申されぬけれども、兎に角藩に付て見ても個人に付て見ても尊王の思想は時代の影響を受けて居ると同時に場所の影響も受けて居ることが認められる、この尊王思想に伴うて起つたものは攘夷思想であつた、攘夷思想は外國から日本が壓迫せられた爲めに起つた思想で尊王思想と結び付いたのである、扨て其日本に於ける尊王攘夷思想は支那や朝鮮の尊王攘夷思想とは餘程違つて居る。

日本の攘夷に付ては當時反對をした者もあつた、又攘夷を利用して人心を統一し或は德川幕府を苦しめやうとしたものもある、公平に尊王攘夷の思想を觀察して見ると尊王思想は時代の上から考へても又國體から考へて見ても當然現はれて來べきものであつた、故に尊王思想は時代と場所とが交叉したる所の中心點に生じた所の眞理の實現時代錯誤でもなく、場所錯誤でもない思想である、所が攘夷の思想に對して觀察して見ると遺憾ながら時代錯誤でもあり、場所錯誤でもあると思ふ、當時の時代

に於ては攘夷はなし得べきことでないのみならず、又場所からみても實行すべからざることは明である、要するに攘夷思想は時代から見ても、場所から見ても錯誤して居つたと思はれる、故に王政維新の後には攘夷の思想は消滅して單に尊王の思想のみが發達して居る、要するに一方は眞理の實現であつて一方は時代錯誤及び場所錯誤の結果であらうと思ふ。

明治以後になつて思想界はかういふ有樣であつたらうか、明治の初に於ては王政復古、王政維新といふ言葉がある、同じ事實を違ふ所の言葉を以て表はして居るのである、所謂王政を回復したといふことは新に王政に變つたのである、故に復古と云ひ、維新と云ふは怪しむに足らぬ、けれども私は玆に思想の二の系統が認められると思ふ、王政維新は一つは革新であつたが更に復古的仕事とも見られる、そこで玆に新らしきを逐ふ思想と、舊きを慕ふ思想との系統が現はれて來た、其の逐新の思想はなか〳〵勢力があつて明治の初めに於ける舊物破壞は甚だ盛んであつた、勢ひの激する所は恐ろしいもので、私の鄕里の筑波の觀音堂は德川時代に春日局の建立で頗る立派のものであつたが神佛混淆といふ所から筑波の町民が一致して打壞して仕舞つた、是は逐新思想の實現であるが、書物を破壞せる事實は幾らもあつた、福澤先生などは逐新思想の代表者でこれが鼓吹に努力された者である、けれどもその反對に慕舊思想も矢張り潛むで居つた、明治九年弊本の神風連の暴動は矢張り慕舊思想の實現である、然るに明治十年の西南戰爭以後には逐新思想がなか〳〵盛で特に政治的方面に活躍し民權論自由論が勃興した、同時に「ミル」の代議政體「ルーソー」民約論などが歡迎せられた、當時の思想を窺はんにはこれ等の飜譯著述を見れば大抵見當が附く而して代議政體を布かなければならぬといふ議論が喧しくなつたのみならず各種の方面に於ても逐新の思想が現はれて居る、其最も面白く感ずるのは日本人種改良論である其改良の方法としては西洋人と雜婚して、體格の偉大の子孫を造るといふのであつた、これは時事新報に於て十數日連載せられた、今日では中學の學生でもかゝる改良論には耳を傾けぬであらうが當時に於てはこれを尤と思ふものもあつた、この逐新思想は歐化主義を助長し鹿鳴館に諸顯官が外國使臣と共に假裝會を開いたことがあつた、然るに慕舊思想の反動が起つて玆に國粹保存主義が勃興した、雜誌の日本人や新聞の日本などがその思想の代表であつた、かくの如く兩方の思想は相交つて居つて靑年の學生などは適從する所に迷ふた、そこで此の敎育勅語が御發布になつたのである、此の敎育勅語は從來日本の國土に存して居つた所の思想を要約したものでそれを莊嚴なる御詞に依つて表現せられたのである、又二十二年に憲法發布、二十三年に國會が開かれ政治上の希望であつた立憲政體が實現せられ、玆に政治界なり思想界なりが一時安定を來たす效果があつたのである、此の逐新の思想は時代を主眼として居るが慕舊思想は場所を立脚地として居る、この新舊の思想の極端は互に相容れないやうな所があつたけれども兩者に共通したる所の一つの思想があつた、それは思想といふよりは國民の理想と言つた方が宜いと思ふ、この理想は誰が作つたといふ譯でなく、詰り時代と場所との產物である、上は先帝から下人民に至るまで悉くさういふ理想があつた、先帝の御歌に「善きを取り惡しきを捨てゝ外國に劣らぬ國となすよしもがな」とある、

是は先帝の希望で即ちその理想であつたのであるが國民の理想はやはり茲にあつたのである、即ち列強の伍伴に入りたいといふ希望が理想として當時の思想界に共通したる所のものである、立憲政體の實施も陸海軍の擴張も皆この理想に基いたもので新舊兩派の思想を支配し統一して居たと思ふ、この理想は日清戰爭及び日露戰爭を經て實現され、果して世界列強の一として數へらるゝことになつた、然るにその後この理想は朧氣になつて來た、一方には軍國主義が大分盛んになつて、獨逸の思想なども輸入せられたのであるが既に理想の通に列強の伍伴に列した日本をどういふ風に導いて行くかは頗る明瞭をかいて居つた、そこへ起つたのが世界戰爭である、此の戰爭は前後五年ばかりに亙つた前古未曾有の大戰爭で非常な影響を各方面に及ぼした、即ち露國の革命、獨澳の敗北は勿論思想の方面へも幾多の波瀾が起つた、軍國主義に對して人道主義とか民主主義とかいふことが頗る盛に唱道せられたそれと同時に改造の論、解放の說が高調せられた、これ等の思潮は聽て日本に押寄せて來た、全體日本は海國であるけれども、いつも外國思想は海を越へてやつて來る、前には大陸の方から支那、印度の思想が這入り込み、今度は西の方から歐米の思想が這入つて來るのみならず、露西亞の過激思想も這入つて來るといふ有樣である、戰前に唱へられた「オイケン」「ベルグソン」の名は已に忘れられて戰後になると「マルクス」「ラッセル」などが唱へられ更に「クロポトキン」を語るやうになつて、時代の思想が新を逐ふて、動きつゝある有樣が著しく感せられる、これ等の連中は概して言へば逐新思想の方に屬するものであらう、勿論中には舊思想もあるが殆ど逐新思想から冷笑せられて居るやうな

傾きがある、而して逐新思想の方に於てはすべて舊思想のものがあればこれを時代錯誤といふて排斥し去らむとするのである、成程時代錯誤といふものは眞理ではない、けれども場所錯誤は差支ないであらうか、既に時代の支配を認め、場所の支配を認める以上は場所に適合せざる場所錯誤も亦眞理でないことは明である、全體外來思想の侵入は軍隊の力では防禦が出來ない若し強ひて防壓せんとせば所謂水の流れを堰止めるやうなもので、反つて汎濫するやうな虞れがあるかも知れぬ、そこで私は時代の觀念と、場所の觀念とを以て左右の堤防となしてこれを利導したいと思ふ、さうすれば茲に初めて汎濫することもなく、その時代と場所とに調和するやうに發達をして行くのではなからうか、若し場所の支配を受けてその國土に同化するやうになりさへすれば如何なる思想でも危險なことは無くなる譯である、それは印度の思想、佛教の思想でも同じことである、唯茲に一つ注意すべきことは、將來日本に於て場所と時代の支配の力が從前の通りであらうか、成程時代の力は變らぬとしても場所の力は薄らかぬであらうか、儒教や佛教の思想が傳來した後にこれが日本に同化するやうになつたのは印度や支那の關係が絕つて居つたことも與つて力あらう、今日耶蘇教の餘り同化するに至らぬのは彼の國の宣教師が現に來つて布教をし日本人も直接これが感化を受けつゝあるものが少くない、從つて日本に同化するといふことは昔のやうに容易くは行かないのではなからうか、けれども同化せざればその場所に適合せざることになり、自然場所錯誤に陷るであらう、國際主義には基督教の思想の共鳴して居る所が尠くない、これはその教義の上から怪むに足らぬと思ふ、けれどもし其の反對に國家を

輕く見ることになつては甚しき弊害がある、國際聯盟の如きは將來如何に發達變化するか知らざれども餘りこれに重きを置いて國家主義を排斥するやうでは宜くない、全體家族の組織も國家の組織も力理の法則の支配を受けて居る、この力理の法則の支配を無視して家族や國家を離れて自我の存立を認むることは出來ぬ、殊にその法則は時代と場所とを通しても現はれるものとすれば時代觀念と場所觀念とを並立せしめて一代の思想を眞理の方面に近けることが必要であると思ふ、(完)

統計

○大正九年四月中入出監竝月末在監人員(△ノ減)

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
受刑者	五一、〇八三	四、〇七七	三、九〇〇	五一、二六〇	五一、〇八三	五四、六四五	一七七		△三、三八五
刑事被告人	三、四四九	三、一六二	三、五四七	三、〇六四	三、四四九	四、七五五		△三八五	△一、六九一
勞役場留置者	一六六	一九七	二一五	一四八	一六六	三四二		△一八	△一九四
乳兒	三一	八	九	三〇	三一	二九	△一		
總計 男	五二、七七九	九、九六四	七、二二三	五二、二二〇	五二、七七九	五七、七二六	△二五九	△五、〇〇六	
總計 女	一、九五〇	四八〇	四四八	一、九八二	一、九五〇	二、二四五	△三二	△二六三	
總計 計	五四、七二九	七、四四四	七、六七一	五四、五〇二	五四、七二九	五九、七七一	△二二七	△五、二六九	

備考　內朝鮮人受刑者男一二七人、刑事被告人男九人、外國人受刑者男二九人女一人、刑事被告人男一四人、女一人ナリ、

○大正九年四月末日在監者人員表

監獄別		受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	合計
本廳	男	一、三二一				
	女					
	計	一、三二一				一、三二一

| | | |

	鹿兒島	沖繩	函館	札幌	旭川	十勝	網走	總計
	七八二	四三二	八八九	一、二六一	三、三三	八五八	六五五	四九、四二一
	四〇	三三	一六	七)	一七	八	二	一、八四九
	八三	四五五	八三五	一、三三一	三五	八六六	六五七	五一、二六一
	四四	三六	一〇)	五一	四	三	六五七	二、九四三
	四	一	二	四	二	一	一	一四九
	四九	二六	一〇二	五五	四	三	一七	一四八
	一	二	一	四	二	一	一	二)
	一	二	一	四	二	一	一	一〇
	一	一	一	二	一	一	一	三〇
	八一七	四六一	九三一	一、三一八	七四	八六〇	六四一	三、五〇
	四九	三三	一八	七四	一九	八九〇	四	一、九八二
	八七四	四八四四	九三八	一、三九二	三九九	八九〇	六四五	五四、三五三

○大正九年四月末日現在受刑者刑名表

(△ハ減)

刑名	刑期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
懲役	無期	六四八	二八	六七六	六七五	六一一	一		六五
	十五年以上	一、三四四	四三	一、三八七	一、三八三	一、二五〇	四		一三七
	十五年未滿	一、八二五	五二	一、八七七	一、八七〇	一、七四〇	七		一三七
	十年以下	九、六四一	二八八	九、九二九	九、八八三	九、五六四	四六		三六五
	五年以下	八、一〇六	二七五	八、三八一	八、四〇一	八、一一七	△ 二〇		二六四
	三年以下	六、六八〇	二九四	六、九七四	七、〇一一	七、一九四	△ 三七		二一〇
	二年以下	九、五六八	三六九	九、九三七	一〇、〇六二	一〇、七四〇	△ 一二五	△ 八〇三	一〇
	一年以下	七、三八六	二六〇	七、六四六	七、六七八	九、四五三	△ 三二	△ 一、八〇七	一七七
	六月以下	二、〇五二	一四八	二、二〇〇	三、〇四六	四、三五〇	△ 一、一五四	△ 一、一五〇	一七七

	三月以下	一、〇一六	四九、二六六	一、八一七	六〇	一、〇七六	五一、〇八三	九四六	一、四二八	五四、四四七	△ 三〇	△ 三五二
	計											
禁錮	無期											
	十五年以上											
	十五年未滿											
	十年以下											
	五年以下											
	三年以下											
	二年以下											
	一年以下											
	六月以下											
	三月以下											
	計											
拘留刑		九三	一、〇一六	三一	一二四	九〇	一三四	六	一五	一三四	△ 一	△ 一〇
合計		四九、四一一	四九、二六六	一、八四九	五一、二六〇	五一、〇八三	五四、六四五	二四、三九〇	三〇、〇五七	五四、四四七	△ 一七七	△ 三、三六四
受刑者ノ累犯	初犯	四九、四一一	二〇、九三三	一、二三八	五一、一七一	二二、一七一	二八、九八七	二〇、九六八	二九、九八七	五四、四四七	△ 一二八	△ 三、三六四
	累犯	二、八三三	二、八三三	五七九	二、八三三	二、八三三	二、八三三	二、八三三	二、八三三	二、八三三	四	△ 一四五
犯數	計	四九、二六六	四九、二六六	一、八一七	五一、〇八三	二二、一七一	二八、九八七	二〇、九六八	二九、九八七	五四、四四七	△ 一二八	△ 三、三六四
受刑者ノ年齢	十八歳未滿	一、五〇七	二、三一八	一〇五	一、六一〇	一、六〇六	二、四六九	一、四六九	二、八九九	一、八六二	四	△ 二五二
	二十歳未滿	四五、五八六	一、六四一	一〇三	二、四二三	二、四六九	四七、〇〇八	四七、〇〇八	四九、八八四	四九、八八四	△ 四六	△ 四七六
	二十歳以上	四九、四一一	一、八四九	五一、二六〇	四七、二二七	四七、〇〇八	五一、〇八三	二四、三九〇	三〇、〇五七	五四、六四五	△ 一七七	△ 三、三八五
	計											

○大正九年四月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
刑 竊盜	二六、七三五	八〇四	二七、五三九	二七、五八〇	二八、六三三	△	四一	△一、〇九四
強盜	二、二九一	一九	二、三一〇	二、三〇二	二、三三一		八	△ 二一
賭博及ヒ富籤	二、五二六	五一	二、五七七	二、三九四	三、六一三		△一八三	△一、〇三六
詐欺及ヒ恐喝	五、二八九	一二六	五、四一五	五、四八九	五、八九一	△	七四	△ 四七六
橫領	二、三〇一	三四	二、三三五	二、三〇〇	二、五〇三		三五	△ 一六八
贓物ニ關スル	六四一	四七	六八八	六七七	九四二		一一	△ 二五四
毀棄及ヒ隱匿	三五		三五	三一	四二		四	△ 七
通貨僞造	一一八	三	一二一	一二七	一五七	△	六	△ 三六
文書、有價證券僞造	一、一一六	一五	一、一二七	一、一二八	一、一九六	△	一	△ 六九
印章僞造	三一		三一	三〇	四二		一	△ 一一
僞證及ヒ譯告	六二	二	六四	六八	七六	△	四	△ 一二
瀆職	五二		五二	五二	六九	△	〇	△ 一七
猥褻姦淫及ヒ重婚	四三八	七	四四五	四四四八	四四二	△	三	三
傷害	一、九二八	二六	一、九五四	一、九三二	一、七八九			
殺人	二、四八三	二〇〇	二、六八三	二、六七二	二、五三八			
嬰兒殺	三七	一二六	一六三	一五四	一七一		九	△ 一
逮捕及ヒ監禁	一三		一三	一二	一六		八	一三

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
脅迫	一五	四八	六三	六一	八二	△	二	△ 一九
公務執行妨害	五九	一	六〇	五四	七九	△	六	△ 一九
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	三五		三五	三七	三九	△	二	△ 四
騷擾	一、〇三一	二	一、〇三三	一、〇六九	一、四五八	△	三六	△ 四二五
放火	一、二七四	二七六	一、五五〇	一、五四二	一、四四四		八	一〇六
住居ヲ侵ス	一八九	一	一九〇	一九二	一九一	△	二	△ 一
略取及ヒ誘拐	九七	一三	一一〇	一〇五	一〇九	△	五	△ 一
其他	一九六	一六	二一二	二一〇	二四二			三〇
計	四八、九八八	一、八一七	五〇、八〇五	五〇、六六六	五四、一〇五			一三九
陸海軍刑法	三七		三七	四〇	三八	△	三	△ 一
森林法	一〇三		一〇三	一一六	一一三	△	三	△ 一〇
徵兵令	一〇		一〇	一二	一四	△	二	△ 四
郵便電信法	三一		三一	三三	三五	△	二	△ 四
其他	一四九	一	一五〇	一二八	二〇六	△	五六	△ 一六
規則								
警察犯處罰令	七一		九〇	七六	一〇六	△	一四	△ 一六
廳府縣令及ヒ警察令	一九		一一	一一	二八	△	一	△ 六
計	四二三		四五五	四一七	五四〇	△	三八	△ 八五
總計	四九、四一一	一、八四九	五一、二六〇	五一、〇八三	五四、六四五	△	三、三八五	△ 一七七

譚叢

○時事だより

▲大慰　安會が本月一二の兩日に渉り國技館に於て、警視廳員の爲めに大げさに行はれた、上總監より下巡査消防夫に至る迄其數約壹萬貳千人、之に家族を加へて總數無慮五萬人、前代未聞の大集會であつたと云ふ、床次內相親しく臨場して慰安の演說を爲し、其他の祕詞奬勵の辭もあつて、莊重に式を了へて後餘興に移り、本場相撲の間に警察官の飛入あり、大かぐら渥花節手づま講談其他のことありて、辨當菓子類に腹を滿たし、十二分の歡樂を盡しホク〳〵として各自退散せしと、時節柄適宜の企と云ふべく、之が爲めに氣分を和らげ落付の心と、精勵の念を與ふるは冥々の間決して尠くあるまい、斯の如くにして常に沈滯の惰風を一掃せんことは、亦た是れ必要な時務の一たるを吾々も心掛ければなるまい、其總費用壹萬參千圓、內壹萬圓は東京府より、其他は各公私團體から何れも寄附に係るものなりとのこと、警察官の職責が段々世間に認識せられ、而して同情の日に愈々加り來る兆候を、此にも看取し得ることは慶ぶべきことである。

▲改築　監獄の計劃順序は、所謂刑政大策上忽かせにすべからざることに屬するが、當局に於ては之に關する各般の事情を考察し、常に其前後緩急の順序を立てられ、既に今日迄工程上に着々實現して來てゐることは、慶ばしき次第である、頃日聞く所によれば谷田局長は我が首都なる東京監獄が、現在の有樣にてあることは、其管理上の缺陷は勿論のこと、帝都の體面にも關すると云ふので、來る通常議會には必ず之が改築費を要求せんとの腹案を有して居られるやうである、さもあるべきことゝ心ある者は皆な斯くあらんことを希望して止まなんだ所である、一日も早く新式に改築せられなければ、第一舊式なる雜居房內に、彼等が舊式なる犯罪講習を今尙ほ繼續しつゝあることは慨はしいことである、而して其爲めに如何に裁判の進行を妨げ、事實の曲否を逞ふするかは、測り知らるゝものでない、之をしも平然看過して冷淡に附し置くやうでは、神經の有無が疑はれるのである、然れば局長が斷乎決心して之が提按を覺悟せられたるは、頗る其職責にも鑑みられた結果であらう、而かも之が通ふや否やは責任彼れにありて、局長に存ぜざるは云ふ迄もない。

▲少年　法案は愈々此度の臨時議會に提出せられる趣である、無論通過は請合であらうが、併し通過した所で實施は第二の事、一年後になるか二年後になるか、將又た數年後になるか、何にしろ之を完成せんには、二百萬圓もかゝると云ふのであれば、容易な事業ではないが法案が通過さへすれば、半ば成功したものと見て差支はなからう、此前議會を見て內務省では、餘程喪氣がつてゐる模樣が見へる、それはその筈何ぜなれば彼は感化法を理想的に發達させ得ない財政難に惱されてゐたからである、然るに是迄感化事業に經驗ある人々の側からは、本案通過の模樣を見て、一種のヂレンマにかゝつたかの如く、前途に頗る鬼胎を抱いて、獨りに頭痛を病んでゐる風がある、先づ非常識なる刑事が刑罰主義を以て、兒童心理學の一ページをも見ないで、子供を取扱つてくれては飛んでもない不結果を來すに極つてゐる、兒童の不幸否國家の損害之に及ぶものはないと考へてゐるらしい、一應尤の所もあるやうだが、併し物は何も經驗だし、初めからそう失敗なしに行かぬかも知れない、初めの失敗は次きの成功を産む前提とも云へば、判事だからとてそう捨てたものでもあるまい、何でも大阪邊にゐる何とか云ふ大博士が、躍起となつて反對意見の宣傳に努めつゝあるとか云ふので多少否大に之にかぶれ氣もないとはいへまい、マヽヨ總て物はそんなに案じた者ではない、されば當分其成行に任せ先づ經過を見て後ち論ずるも晩くはあるまいでないか。

▲讀書　會は各會社銀行商店などにも、追々起すやうになつた、我々司獄官も常識涵養の一方法として何とか工夫して讀書會でも起すの必要が日々益々迫つてゐるやうに思ふ、此頃東京女子高等師範に、現代科が特設せられ、新聞紙より其講演の材料を採り、實生活の知識を教授し、而して所謂常識涵養の一方法としてゐると聞く、が警視廳の或ら警察署長の如きは毎朝點檢時に於て、社會の出來事に就て質問應答を爲し、以て常識を養ひ執務に便せんとしてゐる、例へば新聞にある正米期米の說明並に其相場の定る所以や、若くは諸樣の相場日用品の値段など質問して、其注意を呼ぶ等の如き、極めて實生活に密接せんことを努めてゐるとのことであつた、小菅監獄では晝食時に幹部連中だけでもと云ふので、食後十五分間宛規則法令又は有益なる普通の書物を輪讀する事になつてゐる、此師では各地監獄にも窓の光なる月刊修養新聞を讀まされる事でもあり、仲々に彼等の知識も進歩してくる今日であつて見れば、司獄官殊に看守諸君は其心して彼等に後れを取らぬやう、讀書に心掛けられねばなるまい。（甲突生）

寄書

○囚徒工錢及製作收入四百萬圓を突破す

◉監獄費全額　巢鴨監獄實收實に四十餘圓を算す

◉在監人費全額　小菅奈良高知の三監獄にして六分以上を儉ひたるは十九監獄なり

監獄局　島田菜造

大正八年度に於ける囚徒工錢及製作收入は未曾有

の增加にして前年度の實收に比し百貳拾萬圓を超過し其の實收額實に四百餘萬圓を算す之を各監獄別に觀察せば巢鴨監獄は其の實收額四拾餘萬圓の最高額を示し監獄費の全部を償ひて尙餘あり其の監獄の實收額にて在監人費の全部を償ひたるは小菅、奈良、高知の三監獄にして六分以上を償ひたるは十九監獄なり其の割合及監獄名は左の如し

九分以上　膳所、三池の二監獄
八分以上　甲府、大分の二監獄
七分以上　靜岡、名古屋、岐阜、京都、德島、長崎の六監獄
六分以上　前橋、福島、和歌山、廣島、山口、福岡、佐賀、鹿兒島、沖繩、の九監獄

參照の爲め最近監獄に於ける囚徒工錢及製作收入增減比較及大正八年度囚徒工錢及製作收入調を左に揭ぐ

△最近監獄に於ける囚徒工錢及製作收入增減比較　（單位千圓）

年度	金額
明治四十二年度	一、三三三、六九五
明治四十三年度	一、四二一、六〇三
明治四十四年度	一、五三四、八三〇
明治四十五年大正元年度	一、五七五、八七九
大正二年度	一、五九五、四五七
大正三年度	一、四五〇、〇四〇
大正四年度	一、四九六、九〇〇
大正五年度	一、六六六、九六三
大正六年度	二、〇三四、九八八
大正七年度	二、八三七、三二五
大正八年度	四、〇一三、六六五

大正八年度囚徒工錢及製作收入調（一）

監獄	工錢收入延人員	同金額	製作收入延人員	同金額	監獄雇夫延人員	同金額	延人員計	金額計
小菅	二、六、四四二、一	七七、四八二、九	一、九、五六〇、一〇	五九、六七〇、〇	一四、〇五六、一〇〇	五八七、四七四、四	二、一、〇四七、五八	
東京	七〇、三〇一、八	九、六四三、三〇	八、二九二、〇	三、〇五五、四〇〇	三六、二七〇、〇	一、五九五、四五七	一、五九五、四五七	
豐多摩	三八、九〇、五	三、五六一、〇四七	三、〇五五、四〇〇	一二四、八三七、八	一、四二一、六〇三			
巢鴨	四〇〇、七四二	一二、六三三、三三〇	一八、〇九二、〇五	三、三八〇、七四	三、七三、六三三、五	一、四五〇、〇四〇	一、四五〇、〇四〇	
橫濱	二二九、二一〇、八	四八、一二六、一〇	四一、六八〇、五	三、〇五三、一〇〇	八〇、九九三、七	一、四九六、九〇〇	一、四九六、九〇〇	
浦和	一六六、七七六、五	二八、三八、〇九七	三四六、〇二一、〇	五七、一三八、五	二九、八七七、〇四三	一、六六六、九六三	一、六六六、九六三	
前橋	一九八、八七九、一	四三、六八、三八〇	七四、八五〇、五	三一、二七九、七	一七、〇九五、〇九三	二、〇三四、九八八	二、〇三四、九八八	
千葉	一九八、〇六八、八	三四四、五〇一、五四四	二六、四九〇、一	一一、三七九、七	一、八、〇九五、〇九三	二、八三七、三二五	二、八三七、三二五	
水戶	二九、二六、五	五、一一、四一〇	一九、九七五、二	六、四四、八五〇	三四、九八八、〇五五	四、〇一三、六六五	四、〇一三、六六五	
宇都宮	一八二、七九、〇	二八、三八、〇九七	四四、四八、〇	二、一、九五五、八	一四、〇五六、一〇〇	五八七、四七四、四	二、一、〇四七、五八	
長野	二六、七、七六一、八	四二、九八九、六八〇	二一、一九五、八	一、八、七四八、〇	三六、二七〇、〇	一、五九五、四五七	一、五九五、四五七	
甲府	一七四、五〇、七	三、一三二、八四一	三、八九七、二五〇	一三九、五六八、一三五	一二四、八三七、八	一、四二一、六〇三	一、四二一、六〇三	
靜岡	二八、四四六、〇	一三、三七、四一〇	一三九、五六八、一三五	七七、四八二、九	三、三八〇、七四	一、四五〇、〇四〇	一、四五〇、〇四〇	
名古屋	六二九、七九五、五	一四〇、八三二、六四〇	一九、三五、六、八	七、九八、五、五	一、八、〇九五、〇九三	一、四九六、九〇〇	一、四九六、九〇〇	
安濃津	二〇〇、五四二、五	二六、九九四、八八〇	三一、二四八、一	一、八、七四八、〇	三四、九八八、〇五五	一、六六六、九六三	一、六六六、九六三	
膳所	二一、二六、九、五	六一、九九、〇	二〇、六四四、一八〇	三一、二七九、七	一四、〇五六、一〇〇	二、〇三四、九八八	二、〇三四、九八八	
岐阜	二一、四八六、四四	六、九、三、一	七、六、三、一	一、八、一一、三、一	三、三八〇、七四	二、八三七、三二五	二、八三七、三二五	
金澤	一七、一四八四、四四	一三、四七、一八三	一三、四七、一八三	八九、七六四、七	一二四、八三七、八	四、〇一三、六六五	四、〇一三、六六五	

| | | |

| | | |

函館	六五、六七八・一	三七・二〇一・九四〇	九五、三一〇・一六〇						
札幌	三一、四六八・〇	四六、八六七・一一〇	一四三、八八七・三〇〇						
旭川	一四、七八五・七	二一、七九九・三九〇	四五、一八六・一二〇						
十勝	二六、〇三七・九三〇	二三、六六六・二八〇							
網走	三一、一一〇・八	一四、五六六・三〇五	七五、八九七・六〇						
樺太	五一、三三一・八	六、七九二・二四〇	二一、七四九・二二〇						
總計	二、三四三、八四二・七	四〇一三、六六五・〇四〇	六、三一四 一五九・七七〇	一	三	二	二	六	九

備考　巢鴨監獄監獄費ハ四〇三、六八四、八六〇ナリ

十勝監獄ニ「一」ヲ付スルハ調査材料ナキニ依ル

○監獄衞生雜感

金澤　石崎貧樂

◎米國の加州監獄醫「スタンレー」及「ケルカー」兩氏は人間の腦の活動は間源腺及同腺の分泌液が微妙なる作用を起して腦を枯渇させぬに依るもので是を壯年者の腦から採つて老衰者に移植すれば老人も忽ち元氣を恢復し壯年者と異らぬ活潑な人となると云ふ佛國の醫學大家「ブロノーッ」氏の學說を實地に應用すべき第一試驗として去月廿日加州監獄の死刑囚姑殺犯人「バロレ」と云ふもの、遺骸の間隙腺を摘出して衰弱した某老人に移植實驗した所果して學說の如く効驗著しく其後監獄病院にて十餘人に實驗を試みたが孰も好結果を得たので醫界の大家を立會はせ今回愈之を發表するに至つたのだと云ふ

右に就き永井潛博士は語る「ブロノーフ」博士とあるのは多分佛國の「ブソウン、セキユワアード」博士の誤りであると思ふ嘗て博士は人間の老衰するのは生殖腺の作用が衰へる結果であつて睾丸卵巢の細胞を形成する「インテルスチヽム」液が內分泌を中止するに起因するから之をさへ補へば幾歲でも壯者の元氣を持續することが能るのであると云ふ說を唱へ一時不老の靈藥發見者として學界の問題となつたものであるが其後種々なる研究の結果該說に一種の神經作用が大部を占め單に今日の內分泌學の基礎をなしたるに止まり不老藥云々は學術上何等の權威を認められない事になつた斯る實驗は在監者を利用する米國監獄も極端であるが併し乍ら死刑囚に限らず在監者を有益なる實驗に利用するも亦た程度問題である

◎流行性感冒の豫防

在監者に比較的該病の少なきは幸福であるが中には大分侵衰の厄に逢ひ醫務主任迄が感染し死去された監獄もあるが監獄が本病に對する豫防施設に就ては何れの監獄も大同小異の樣に考へられる隔離、マスク、含嗽豫防注射等夫々利用すべしと雖も豫防注射の如き其効否未定の事柄は猥に費用を投じて在監者に普及することは考へ物であるから斯る効否未定の問題に付試驗的に其成績を見るには在監者を試驗的に利用するも有利無害であるから、傳研、大學、醫專等に於て實地研究上豫防用ワクチンを寄贈すれば之を試用して其成績を報告するの勞を取るのであるが未だ夫迄に至らぬのは遺憾である

◎余は常に蠅の怖るべき事を唱道せり假令ば四月に一匹の蠅が居ると其一匹が一年間に一九五三一二五〇〇〇〇〇と云ふ驚くべき數に繁殖して「チブス」赤痢「コレラ」、結核病を傳染させるのである一匹の蠅を捕つて之を顯微鏡下で見ると脚や體毛に六百六十一萬餘の黴菌を保有して居る更に其腹中を檢すると其六七陪の黴菌を藏して居る脚で黴菌を運び口や腹から吐出する排出する糞中には生きた黴菌が居る蠅の中で一番多いのは家蠅で之は掃溜から發生するものである監獄の中でも廁舍や

塵埃捨場堆肥製造場抔は蠅の發生地であるから平常之が發生を防ぐ事に努めねばならぬ「チブス」や腸の病氣は最も蠅より持ち込まれ易い蠅の撲滅策は其發生場所に石油乳劑を撒布するがよい

◎瀧の川學園の燒失

石井亮一氏の經營に係り本邦唯一の低能兒及び白痴敎育機關として知られたる市外巢鴨町庚申塚の瀧の川學園にては三月廿四日の夜九時十分發火し同校舍全部二階建百二十坪を烏有に歸したるのみならず更に增築中の新校舍二階建百八十坪を半燒して十時鎭火したる殊に收容せる六十餘名の兒童中六名の燒死者を出したるに至ては慘鼻の極と云ふべし

我國原來本園の如き設備少なきに拘はらず之を燒失するに至るは不幸此上なし何卒速に復舊再興して從來より一層規模を擴張するに至らんことと尙ほ他に陸續として本事業の經營せられん事を期待するものなり

◎夜業に晝業

某兵器工場に付高橋軍醫の調査せられたる成績を見るに夜業の晝業に優り居る點は一も之れ無きも作業能力の關係上夜業の止むなきに出るものなりと云へり同氏は晝夜業罷業時に體重を測定し同時に空間神（二點間の距離測定）を行ひ身神に方面より之を證明せんと試みしも空間神は實行する事能はざりき

晝夜業の利害得失左の如し

晝業	夜業
天然光線にて作業なし得るの利	人工光線を使用するの不利
作業の進捗良好なるの利	作業進捗上の不利殊に機械仕事によらざる手仕事に於て然り
不合格製品の少き利	不合格製品の多き不利
外傷率小なる利 二‰	外傷率大なる不利 五‰

夜間の睡眠に良好なるの利

作業中假眠を催さゝるの利

冬季採暖燃料夜業に比し少量にて足るの利

夏季熱間作業者の晝業は夜業に比し暑氣のため進捗を妨げらるゝことあり

工金の割增を要せざるの利

風紀上の取締容易なるの利

一般的に自然なり

晝夜業の體量に及ぼす影響は兩者間に於て著しき差異あるものと認むるを得ず

精神疲勞に關しても兩者著しき差なし

晝間の睡眠は熟睡ならざるの不利

作業中假眠を催すの不利

冬季採暖燃料晝業に以し多量を要するの不利

夏季熱間作業者の夜業は晝業に比し夜間は凉氣のため作業の進捗良好なることあり

工金の割增を要するの不利

風紀上の取締困難なるの不利

一般的に不自然なり

晝夜業の體量に及ぼす關係は著しき差異なきも夜業は晝業に比し七乃至八分の能率しか發起し得ざるに拘はらず同程度の體力消耗を要するが如き加之前記夜業の不利なる諸點を伴ふものなれば之が改善を圖り夜業の能率を增進せしむると共に衞生上に及ぼす危害をも改善せざる可からず

◎犯罪學 Kriminologie

犯罪、犯罪人及び之に對する豫防法を科學上より研究するものなり本學は刑法學 Strafrechtliche Wissenschaft. の一分科なりとす犯罪 Verbrechen の由て起る原因は之を二種に大別す一は外因にして一は內因なり外因とは社會的、地理的境遇 Sozialcs. Gegraphisches Milien 等の如き人間の社會的生活に影響を及ぼす周圍の環境を云ひ內因とは個人の身體及び精神的要素にして一に之を個人的若くは生物學的原因 Indirtdielle oder biologische Ursachen と云ふ

地理的環境が個人の働作及び生活に對して顯著な

る影響感化を及ぼすことは近來精細に研究せられ社會地理學 Soziale Geoglaphie なる一新科學を興起するに至れり土地空氣山川海洋氣候等は何れも人類の社會的生活に對して多少の影響を及ぼし延ひて又た犯罪の上にも一定の關係を有す就中氣溫は個人の身體精神を左右すること較著なるものにして氣溫高ければ身心興奮性亢盛し氣溫低ければ興奮性低降す夏時には殺人强盜强姦一揆等の犯罪增加し冬季には減少す然れども亦他の一面に於ては地理的境遇と人間の經濟的生活との間に密接の關係あることを知らざるべからず土地の進遲人口の疎密貧富等に著しき影響を及ぼし從つて犯罪の數或は其性質に相違を來すことは周知の事實なり

犯罪の外因中最も重要なるものは社會的要素にして就中生活の困難を以て第一とす而して之より諸般の犯罪は起るべし啻に貧窮其者に基づくのみならず又た營養不足の結果として身體及び精神の變性を來たし道德的感覺の減乏するに至る殊に下層社會に於ては其境遇上身心を過度に使用するが爲めに過勞を來して益其營養を損じ身體の變性を招致する傾向愈大なりとす貧窮が犯罪の大創造者たる所以のものは畢竟變性者の大創造者たるによるなり

Das elend ist der grosse schöpfer von Verbrechen Weiles der grosse schöpfer der entarteten ist. (續)

○將來の監獄（五）

秋田　渡邊圓流

九、新獄制と釋放の時期

新らしき制度の下に於ける、新らしき監獄には、果して囚人をどれ程長く入れて置くべきであらう。それは實に彼の行爲によつて示さるゝ、樣な、彼の品性により、又彼が正直な生活を營む道、及び修行を遂行せしむる忠實の念を涵養することによつて決定せらるゝのである

彼の品性を決定するに際して、彼の犯罪の性質も又考慮の中に加へられねばならぬであらう。恐ろしき犯罪の爲に入監したるものは、自然より小き罪を犯せる者より、より長き神妙なる年月を監獄に送ることが必要であらう

又次の樣な場合もあるだらう、卽ち如何に彼が監獄内で神妙にして、その行爲賞讃に値するものあるとしても、彼の犯罪の性質が社會に對して、餘り危險性を帶びてゐるが故に、彼はどうしても、外界に於ては信用されないといふこともあるだらう

註曰、不定期刑を我國監獄の將來にも採用せらるるの時運あるとは、吾人の竊かに期待するものである。何となれば行刑上の經驗に於て之を見るも又理論の上より見るも妥當の方法であるに違ひないと思ふ。然し現在に於ては假出獄といふ特典を利用してこの目的の一部を補ふてゐるのであるが、吾人をして謂はしむれば現今の假出獄の標準區々にして統一を缺いて居るところがあるまいか。一例を擧げんか田舍には累犯者には殆んどこの恩典が及んで居らぬと言つてよい、假令初犯者でも古い犯罪があれば累犯同樣に取扱はれてゐるが、都會の累犯監獄に就て之を見るに、一年間に澁からざる假出獄者を出してゐる。累犯監獄の累犯者が獨り改悛の狀顯著にして、田舍の普通監獄が獨り累犯者に改悛の情無いとは極める澤には行かぬと思ふ。斯樣に考ふる時は假りに在監者側の方に立つて見れば都鄙の監獄を異にする故を以て、幸、不幸があるといふやふなことになつて刑罰の目的の上から見て面白くない。予は假出獄の寬嚴廣狹は今少し愼重に、公平に統一せられねばならぬと思考す。

一〇、新獄制と作業能率

將來の監獄に於ける產業上の狀態は、囚人の一人前の勞働に對し十分の賃金を支拂ふことによつて

取扱易くなり、且つ能率の發展を見るであらう。この事たるや實に能率と加工の巧みさを更らに高きところまで到達せしめ、而して多くのものをして、彼が監獄にゐる間、その家族を扶養するに至らしむ、而して斯く家族を扶養せんとする願望の有る無しによつて、彼が善良なる品性を有するや否やを量ることも出來るのである

如斯監獄に於ては、囚人が何等その身體上、精神上、心靈上に進歩を見ないといふことの辯解を必要とせないのである

註曰、作業能率は、勞働者の精神狀態の平調と否とによつて著しき差違を生ずるのである。故に人を使役せんとするには、被使役者のこの心理を捉へて、十分に運用せなければならぬ、在監者の作業能率を計らんとするには先づ精神上の敎化を以て、彼等に平素健全なる、爽快なる神氣の涵養に努めて置かなければならぬことは論を俟たぬ。又食糧の改正も或る程度迄は必要であるまいか、在監者の多くは自己の腹加減のみに頭を痛めて不知不識の間に怠業狀態を繼けてゐる、勤勉の良習を養ほんとする監獄行刑に矛盾してゐるところ無しとせんや（完）

雜纂

○予は看守諸君と語る（三七）

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君

最も進歩せる行刑主義として、文明諸國は近時如何なる理想を有するかは、我國獄事關係者の、須らく心得置くべき緊切の事なるべし、然るに唯だ從來の型に嵌り、全く世間見ずの獨尊の遣方に滿足し、更に一歩の新生面を開くなきが如きは、我國の獄事をして退歩せしめ、倍々害毒を世に流がすの不幸を多からしむるは勿論、我國文化

の汚點として世界の侮蔑を受くるは、覿面の成行ならずや、苟くも國を憂ひ民を思へば監獄の事亦た決して等閑に附すべからざる也。

曾て谷田博士は、米國獄事家の所說として譯述せられたることあり、今や彼等の論ずる所によれば、近古獄政史に三期の時代思想ありきと、卽ち初代は頻りに沈默法を勵行し、受刑者をして考へしめざるべからず、然らざれば悔悟せずと云ふにあり、其次は働かしめざるべからず、働くに非ずんば人は善人たり得ずと、然るに近代に至りては考へしむる事も、又た働かしむる事も、未だ以て其當を得たるものに非ずと爲せり、蓋し其結果が失敗の歷史を以て之を證明したれば也、果して然らば現今は如何、曰く感せしむるに在りと、是れ實に最新の理想として彼等の盛に唱道する所、且つ現に實行しつゝある所の主義也。

頃日兒童保護の問題が、頻りに喧傳せられ世界の共通問題として、今や各國競ふて之が方法施設に盡力するの大勢となれり、而して保護の目的は身體的と知識的の兩面に存するは勿論なるも、其最大眼目は精神的に在りて卽ち彼等精神の上に敎育を加ふるを以て、保護の根本義と爲す、故に保護の精神は遂に兒童敎育の主義と一致し、之と併行せずんば達成し能はずと爲す也、然れば總ての場合に於て人間としての敎育を施すは、皆な是れ其根本義の保護を加ふる所以にして、獨り兒童の場合のみに限らざる也、學者の說く所に依れば、兒童を保護せんとするに當りては、先づ其兒童の如何なる行爲を爲したかと考ふべきでなく、如何なる兒童であるかを考へざるべからず、而して後之を敎ゆるに單に善を考へ、善を行はしむると云ふ丈に止まらず、兒童をして善を感せしむると云ふ事を以て主眼とせざるべからずと曰へり、道理ありと云ふべし、

最新の行刑主義も亦た之と同一理義にして、其精神に於て又た心情に於て、善の善たるを感じ、

終に憧憬措く能はざる迄に、敎化せらるゝに至り初めて保護の根本義に達したるもの、從て行刑の目的をも茲に遂げたるものと云ふべし、然るに此敎化行はれず、只だ徒らに沈思默考せしめ、又は勤勉力行せしむるが如き、其徒勞無益に歸するは、素より怪しむべきに非ざる也、

吾人は宜く現代の行刑主義が、斯の如き理想の下に行はれつゝあるを、君過すべきに非ず、尙ほ同時に自ら研究を積み舊來の思想の改むべきは、之を改め以て百尺竿頭進一步の工夫を怠らざるべきに非ずや、予窃かに惟ふ時代に醒めよとは、豈に獨り司獄界を除外したる警鐘の聲のみならんやと。

○藥籠（一六）

大阪　苅屋老龜

△人事を盡して天命を待つ

昔、大友義鎭の家來に、高畑三河守といふものがあつた、あるときの戰に、一日の中に十三度、敵と鎗を合せて、十三度ながら功名を立てた、戰國時代に於ては、一日に三度も敵と槍を合せたならば、特に感狀を賜はり、朱塗の槍の柄を御免になるといふ程に尊ばれたものである、然るに一日に十三度の槍合せは、實に殊勳と申さねばならぬ、其後人が問ふていふには、あなたは一日に十三度鎗を合して、しかも皆勝を得て平氣にしてをるとは、本來の性根が剛氣であるにも由らうが、何か秘術でもありはしませぬかと尋ねると、高畑三河守はそれを聞いて、無邪氣に打笑ひながら言ふやうには、何も別の仔細はないが、私が戰場に向ふときは、勿論覺悟の前ではあるけれども、死生存亡の間に少しも思案を費さぬ、他人は戰爭の始まらぬ先きから、死生の運命を氣にかけて、心が騷いでをるから、まだ敵に遇はぬ先にはや五六人の敵と鎗合せをした位に疲れて居る、敵を見ない先に勇氣を鼓し、氣力を張つて居るから、それ丈で戰はぬ先に草臥れて仕舞ふ、私は敵に逢ふた時は我首を敵に取らるゝか、敵の首を我取るか、此二つの中より外はない、しかもその二つの中、何れに決定するかは全く天命で、我力の及ぶ處でないから、そこは全く天命に任せて、少しも思案を費さない、そこで初めは他人の樣に空力味をせぬ故、勇氣がないやうに見えるが、實際敵に遇ふて鎗を合せるときは、猛然として突かゝるから、一鎗の中に勝負が分れて、幾度戰ふてもさほど草臥れぬと答へた、嗚呼好漢よく兵機を解せり矣これもまた予の所謂平氣主義である、

△俗諺

日蓮宗は天臺宗の蟲喰ひ、一向宗は淨土宗の蟲喰ひ、山伏は眞言宗の蟲喰ひ、

金持金を使はず、槍持槍を使はず、辨當持先きに食はず

話半分腹八分、

これ社交の要道、健康の秘訣、

上戶は毒を知らず、下戶は藥を知らず、思ふ中には垣をせよ、

親むべくして狎るべからざるの理、

△階上には空室あらん

ウエブスター氏は、嘗て自己の選擇したる職業が、多くの希望者によりて充溢せを見るや、尙斷然として他の職に轉ずるを欲せずして曰く「階下には希望者充滿せるも、階上には尙空室があるであらう」と、蓋し他に勝るの材能と勉強とを以て、一且選擇せる職業に向つて直進するときは、如何なる困難も恐るゝに足らざるをいふのである、

△僅に三個の點

或勤勉なる器械師は、曾て語りて曰ふ、

予は一家の經營に於て必要物件を削減し、若くは卑吝の痛苦に陷らずして、克く適當の貯蓄をなすを得た、これ予が僅に三個の點に於て節約法を執つたのに因る、第一に自ら靴を磨くこと、第二に自宅より工場への往復必ず徒步するこ

と、第三に一般の爲す如く晝食を料理店より取らずして、自宅より辨當を持參することこれである。と、

△團十郎の紳士振

成田屋最負の或好劇家の談話に、

自分は永い間團十郎よりも菊五郎の方が好きであつたが、或年の夏、團菊兩優と偶然汽車に乘合せた、菊五郎は汽車に這入ると直ぐ、胡坐をかき、隨行の弟子に團扇で脊を煽がせ、殆ど兩肌をもぬぎかねまじき權幕であつた、然るに團十郎は、膝をも崩さず、羽織も脫がず、終始片隅に端坐して徐に扇子使して居た、その以來は、兩優が舞臺上の所作事に著しき品位の等差が見えて、遂に團十郎の崇拜者となつた、

此話によつて見れば、九代目は一個の藝人にはあらず、紳士であつた、

△無一念

洗心洞劄記に曰く、

吾以爲らく、常人熟睡の時反つて生じ、明覺の時反つて死すと、何となれば熟睡の時身死するが如しと雖も、然かも心に一念なし、心に一念なければ心德全し、吾故に以爲く反つて生ずと、明覺の時身固より生活し、而かも雜念を起す、心に雜念を起せば心德亡ぶ、吾故に以て反つて死すと爲す、因つて思ふ、人學んで、覺時睡時の如く一念なきの地に到らざれば、豈に大學の定靜を云はんや、豈周子の無極にして太極を云はんや、

と、無に有を觀じ、靜に動を認むるところ、面白い見方といふべきである、

△襟度

稻葉伊豫守一徹の下人、罪ありて死罪に行ふとき、聲を上げて泣く、生命惜きかと問へば、彼の罪人、いや〳〵生命を惜みてにあらず、生命あらば一太刀恨むべきに、かくなりはつる事の口惜くて泣くのであるといふ、人々憎き奴哉、早く切棄てよと

ひしめくを、伊豫の守聞いて、助けてやれと繩を解かせ、然らばいかにもして我に一太刀打てよと追放つた、忝しと再三いふて立去つたが、その後年を經て、一徹の病重くなつたとき、彼の下人來つて骨を折つたが本意を遂げずといふてまた泣く、やがて一徹死して後、彼の下人一徹の墓に詣で、吾今日までながらへたるは、君を一太刀恨み申さんためであつた、君が亡くなられたのに生きて居たらば、前に死刑に處せられんとしたとき泣いたのは、生命惜きゆへ泣いたのであると、人の申すが恥かしいといふて、腹かき切つて死した、一徹の襟度下人の節義、二つながら珍らしい話である。

通信

○浦和監獄職員家族懇話會

五月二十三日（日曜日）午後一時より監獄構外演武場に於て、第十八回浦和監獄職員家族懇話會を開催す。當日天氣晴朗、會員は正午頃より相率ひて參集し、會するもの二百餘名、午後一時開會、會長白井典獄は例の如く開會の辭を兼ね、大要下の如き一場の訓話を爲せり。本日は第十八回職員家族懇話會を催し、茲に會員諸子と相見ゆるを得るは寔に欣快とする所なり。會員諸子が此の會を重ねるに從ひ、益會員の趣味と實益とを認識せられ、從つて家庭に於かれて其効果を現はし、又同時に主人の勤務上にも其成績の益良好なるを見るに至れるは之れ皆家族協和の結果にして、寔に喜ばしき現象なり、偖て世界大戰以來好況を繼續しつゝありし吾が國の經濟界は今や從來の好景氣

の反動として非常なる動搖を來し不景風は到る處を襲ひ、大戰以來殷賑を極めたる事業界は、ものに依つては甚しく不振となり又一大頓挫を來したるものあり、就中機業の如きは甚しき打擊を受け、當縣の如き機業の盛んなる地方は此方面に於て其影響甚しきを見る、全國を通じて株式の暴落、生絲幷に綿絲の暴落、機業界の甚しき變動等の關係の爲め一時跋扈したる彼の成金者流中昔日の榮華は槿花一朝の夢となりて其影を沒するもの尠からず、隨分悲慘の狀に在るものありと云ふ。また全般に渡りて物價の下落とはならざるも織物の如きは各地に廉賣投げ賣等盛んに行はれつゝあり、物價下落の聲は大なりと雖も、未だ吾々の生活上に實際必要なる物貨の價格は著しき下落もなく、下落の聲の大なる物も夫れ丈けの影響あるを認むる程度に至らず、吾々俸給生活者は決して生活上の餘裕を見ず、然るに一時の好奇心に驅られ差し當り必要なる品にもあらざるに廉賣の聲に釣られて之を買ひ求むるが如きは大に愼むべきことにして、吾々は常に自己の分限を誤ることなき樣心懸くること肝要なり。每度述るが如く今や人心漸く浮華輕薄に趨り、敦厚質實の美風益廢頽せんとする秋に當り、吾々監獄職員家族は常に精神の修養を怠らず、苟も、時代の惡風潮に感染するが如きことなく其家庭を圓滿に治め、以て多衆の模範となり、監獄官吏の家族たるの體面を穢さゞる樣一層修養に努められ度き旨を述べ、次に、當日聽したる川面埼玉縣師範學校長は「勤儉」の題下に今後吾が國民は益戊申詔書の御聖旨を服膺し、奉體するの急務なることにつき熱誠を罩めたる修養談を爲し大に聽衆に感動を與へ、次で「大正の衞生」社長島田銑次郎氏は義士傳中の原惣右工門と其母の犧牲的精神を稱揚して感動を與へ、終つて、會員一同に茶菓を饗應し、餘興に移り、琴曲、手品、落語、義太夫等あり、一同は嘻々として修養に、慰安に、歡を盡して午後六時閉會せり。

彙報

○被告人逃走　山口監獄船木出張所拘禁詐欺橫領窃盜被告藤井ヤス江(二二)は五月九日午後三時十分頃看守一名戒護の下に事務所附屬便所掃除中同三十分頃看守が他一名の居房巡視に赴ける隙に乘じ便所窓より脫出し外圍板塀官舍への通用門の施錠しありさりし箇所より逃走せり暫時にして逃走の事實を覺知し直に非番看守の登廳を求め之に追跡を命じ一面警察署に通報應援を求め極力搜査中なるも未だ縛に就かず。

○受刑者傷害　高知監獄在監受刑者窃盜懲役八年國宗捨藏(二七)は同囚窃盜懲役八年五月八日吉本重太郎(四二)と些事より互に監情を害し平素反目しつゝありしが五月五日午前七時五十分工場にて就業中捨藏が便所に往復の都度重太郎は不言の中に捨藏を睥視し傷害の狀を爲したるより憤激の餘先に他囚より私に借受け置し持ち居たる作業用ナイフを振つて重太郎を滅多斬に斬付けたるにより擔當看守直に駈付け制止したるも胸部腹部等に八ヶ所疾病休業約一ヶ月を要する創傷を負はしめたり。

○被告人縊死　長野監獄飯田分監拘禁殺人被告池上一雄(二五)は飯田分監へ入監以來前非悔悟の狀著しく且つ顧る沈鬱狀態に陷り居たるが其後食慾進まず從つて衰弱甚しく自殺の虞あるものとして注意中の者なりしが四月三十日午後一時頃監房便器取替の爲め開扉せしに同人は居房書籍棚に自己の手拭をかけ一端を頸部に卷付け後方にて結び合せ膝を床に突きたる儘縊首し居れるを發見したれば擔當看守は直に人工呼吸を施すと共に一面監獄醫に急報し協力して救急處置を爲せるも衰弱し居たる事とて遂に蘇生するに至らず

▲福島監獄白河出張所拘禁殺人被告關根ハル(六六)は入監當初より縊死の虞あるものとして特に觀察を怠らざりしが五月十五日午後六時二十分頃看守の隙を窺ひ居房前面の格子に自己の帶を掛け縊首垂下せるを事後七八分經過後巡回し來れる看守に於て發見し他の看守と共に應急手當を施し監獄醫は注射其他相當の方法を盡せるも蘇生せず。

○大阪監獄移轉　大阪監獄は五月三十一日を以て大阪府堺市向井町に移轉し六月一日より同所に於て事務開始されたり。從て六月一日の官報に監獄官制中一部の改正を公布さる。

勅令第百七十九號

監獄官制中左ノ通改正ス

別表中大阪監獄ノ項「大阪市」ヲ「堺市」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○監獄出張所の新設　其後增設されたる監獄出張所は次の如し

出張所名	所在地	事務開始年月日
大阪監獄岸和田出張所	大阪府泉南郡岸和田町	大正九年三月十日
旭川監獄名寄出張所	北海道上川郡名寄町	大正九年五月十日

○看守長任用試驗

今回大阪監獄に於て擧行せられたる看守長任用試驗に合格せる者左の如し

高知	野並　勝治	和歌山	野際　慧	廣島	山縣　碩生
岡山	金田榮三郎	廣島	山崎　壽馬	富山	北野竹太郎
德島	長谷　文一	德島	外山　龜助	佐賀	大曲　利八
島根	山根金一郎	佐賀	船津　敏	滋賀	前田孫次郎
滋賀	中山勘左衛門	大阪	北村　松造	廣島	中谷　源一
香川	南　松太郎	高知	松山　建城	和歌山	前田　眞一
滋賀	澤　直治郎	奈良	坊垣内音四郎		

叙任

大阪監獄勤務ヲ命ス　五級俸下賜　敎誨師（福岡）郡屋晳公

福岡監獄勤務ヲ命ス　三級俸下賜　敎誨師（三池）國司廣勝

七級俸下賜　依願免本官　敎誨師（大阪）高安博道

依願免官　敎誨師（山形）原善聽

給六級俸　看守長（新潟）長谷川清治

依願免官　看守長（秋田）庄司善吉

叙正五位　從五位勤四等　典獄（大阪）杉野喜精

叙正五位　從五位勤四等　典獄（新潟）松山爲治

叙正五位　從五位勤四等　典獄（東京）野口讓造

叙正七位　從七位勤六等　典獄（盛岡）河合哲

叙從七位　勤八等　看守長（松山）龔田長平

叙從七位　勤八等　看守長（奈良）伊藤忠次郎

叙正八位　從八位勤八等　看守長（三池）藤吉義次郎

叙從八位　勤八等　看守長（三池）松木千代吉

山形監獄勤務ヲ命ス　敎誨師（巢鴨）增子賢慧

廣島岡山山口松山安濃津各監獄ノ巡閱ヲ命ス　監獄事務官　辻敬助

叙正八位　典獄補（神戸）青木七太郎

甲府監獄勤務ヲ命ス　看守長（横濱）中村利義

横濱監獄勤務ヲ命ス　沼守長（甲府）鍵山俊治

給九級俸　大阪監獄看守　宇野文治郎

任看守長　浦和監獄看守　長谷場芳介

月俸廿八圓給與　大阪監獄勤務ヲ命ス

任看守長　宮崎監獄勤務ヲ命ス

給十級俸　司法省監獄局長　谷田三郎

三重縣下ヘ出張ヲ命ス　司法屬　里誠一

谷田監獄局長出張ニ付隨行ヲ命ス　典獄（豐多摩）鈴木信爾

一級俸下賜（死亡）

會報

○茶話會

五月二十九日（土曜）午後二時講師東京帝國大學文學部敎授文學博士村川堅固氏を聘し本會階上講堂に茶話會を開く、氏は『世界改造と歴史』なる題下に氏の歴史眼に映せし世界改造を論するに先ち改

辻監獄事務官出張ニ付隨行ヲ命ス　司法屬　和田岩雄

長野監獄松本分監ヘ出張ヲ命ス　監獄事務官　松井和義

松井監獄事務官出張ニ付隨行ヲ命ス　司法屬　小山鉦次

任典獄補　叙高等官八等　看守長兼司法技手（大阪）青木七太郎

七級俸下賜　神戸監獄姫路分監長ヲ命ス

福岡監獄久留米分監長ヲ命ス　典獄補（神戸）佐瀨庄三郎

四級俸下賜

浦和監獄川越分監長ヲ命ス　典獄補（福岡）富樫源治

四級俸下賜

東京監獄勤務ヲ命ス　典獄補（浦和）長谷場圭介

四級俸下賜

巢鴨監獄勤務ヲ命ス　典獄補（東京）齊藤敬二

六級俸下賜

三池監獄勤務ヲ命ス　敎誨師（大分）能富祐昭

任看守長　神戸監獄看守　金田榮三郎

月俸廿八圓給與　神戸監獄勤務ヲ命ス

叙勳五等授瑞寶章　典獄（横濱）大月義平二

叙勳八等授瑞寶章　看守長（函館）松山邦助

叙勳八等授瑞寶章　看守長（青森）間山喜代太郎

叙勳八等授瑞寶章　網走監獄看守　村山經志

叙勳八等授瑞寶章　網走監獄看守　丸田俊夫

叙勳八等授瑞寶章　網走監獄看守　高野知至

造（リコンストラクション）の語義を釋明し改造は一の大なる變化に過ぎずと斷じ論據の具體的事實として這回世界戰爭の結果新に興れるユーゴスラビア、ポーランド、チエツコスロヴァキア、フユーメ等は何れも歷史的に觀察する時は只忽如として生れたるには非ずして過去幾百年の古に於て强國の壓迫に依り滅亡せるの悲憤は偶ま戰亂の結果再興の好機運に際會し茲に過去幾百年の間に養はれし力の表はれしに過ぎず卽ち深き歷史的原因の顯はれなりと詳論さるる所あり次に此論據に基きて改造の眞意義を見るに現今改造なる言に對し多數の者は單に過去を破壞消滅せしむるを以て改造なりと憶斷せる傾あれども決して然らず過去の力を無視したる改造は眞の改造に非ず現在を解するに過去の力を否認すべからざると同時に將來に就ては現在を無視すべからずと論結降壇せらる時に午後四時、

後會員には茶菓を饗し各自歡談の後薄暮散會せり

當日の出席者氏名は次の如し、

山田九郎	佐藤繁太郎	末光榮平	
柴田吉藏	誠一	川茂僖然	
給前仲治郎	押久保初吉	綱代七郎	鑛
榊原信之介	長金之助	澤田幸太郎	
青野英雄	印南金次郎	伊藤鐵藏	
鈴木秀雄	瀨藤義三	島崎健	
淺間德三郎	尾原靜乘	山田英太郎	
小林喜重郎	渡邊武太	涌永玄痴	
長田清	山田榮次郎	景山榮志	
保坂艮知	花坂四郎	三木準一	
藤井藤藏	岡田芳三郎	榎本高義	
長山始	中川清吉	安井雄松	
居川久一	鬲谷與三	所蟠彥	
羽柴瑪之助	元吉正一	土倉是空	
野手甚之助	柴崎緣	長谷場圭介	
多治比宗輿	求檜松	本眞英龍	
齊藤敬二	赤石好五郎	根本範吾	
河野純孝	伊吹忠司	剛山玄常	
		梶間機次郎	

毛利榮教　武田慧宏　仁科正枝
島田榮造　小山鉦二　佐々木英夫
椎名通藏　白井勇松　渡邊武直
野口謹造　松井和義　谷田三郎

○鈴木典獄の訃

本會理事豐多摩監獄典獄從五位勳五等鈴木信彌氏は五月二十八日大木司法大臣の招待宴に臨み席上に於て腦栓塞病を發し直に附近旅館にて應急手當を加へしも經過宜しからず翌廿九日附近病院に入院されしが半身不隨にして發語筆談さへ意に任せず憂慮すべき症狀を繼續したるが六月九日に至り遂に經過良好に赴き翌十日朝は殆んど全癒に近き狀態なりしかば退院手續を爲すべく準備中再び症狀惡化し次で昏睡狀態に陷られ終に同日午後十時廿分長逝せらるゝに至りしは惜みても猶餘りありと云ふべし、尙氏の略歷竝葬儀の概況を記せんに

△略歷　同氏は文久二年二月一日兵庫縣姬路市北條に生れ明治十九月十二月兵庫縣警部補同二十三年十月兵庫縣警部、同三十年一月兵庫縣監獄書記、同三十五年十月福井縣典獄、同三十七年二月堀川監獄詰、同四十一年五月安濃津監獄詰、大正五年五月豐多摩監獄典獄に任せられ以て現時に至る行年五十九

△葬儀概況　葬儀は六月十四日午後二時青山齋場に於て神式を以て擧行せられ谷田監獄局長、鈴木輔成會々長（北島輔成會主事代讀）の深厚なる哀悼の辭、竝に典獄總代有馬四郎助氏の弔辭、豐多摩監獄職員總代安松看守長の弔辭あり、當日會葬者には平沼檢事總長以下裁判所司法省高等官東京及近縣各監獄典獄職員其他多數にして式典頗る莊嚴を極めたり

尙同氏典獄在職滿拾七年餘傍ら本會理事として又地方部長として殊に功勞尠からざりしに依り本會內規に基き同氏遺族に對し金圓を贈呈したる外祭祀料榊を靈前に供せり。

◆原下卓一・井香潤共著

（勝友叢書第六編）

獄中日記 假出獄まで

本書は著者十數年の間監獄教誨に從事せる傍仔細に囚情を視察し日々の教誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日毎の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者竝に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推奨す

菊判百九十四頁
定價金壹圓
郵送料六錢

最新刊

◆發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 振替口座番號東京二五〇五九 監獄協會

『窓の光』記者 清泉芳巖新著

清き光

社會裏面の事實人生ドン底のローマンス十數篇を選び『闇』と『光』の二編に輯め『闇』に於ては迷へる罪の子が絶望の闇の巷に頭出頭沒する犯罪の經路を叙し『光』に於ては覺めたる後の希望の山光の野に七轉八起する再生の閲歴を記す慘たる哀話あり深刻なる懺悔あり切實なる告白あり悲痛の感想あり徹底的覺醒あり奇蹟的改造ありこれを行るに著者が同情あり理解ある流麗の妙文を以てすこれを以て監獄感化院等に於ける師友とし通俗講話の資料とし一般教化の參考とし各家庭の讀物として洽く江湖の必讀を値す

四六判箱入
定價金壹圓卅錢
送料八錢

石田傳吉先生著
義民か逆徒か 二圓五十錢 送料十二錢

三宅雪嶺先生著
偉人の跡 定價一圓 送料十錢

東京小石川區原町六八 東京貯金一五六 丙午出版社
東京小石川原町三五 東京貯金一三一 鷄聲堂

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正九年六月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市谷富久町六拾番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　社報文

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾參卷第六號（大正九年六月二十日發行每月一回二十日發行）